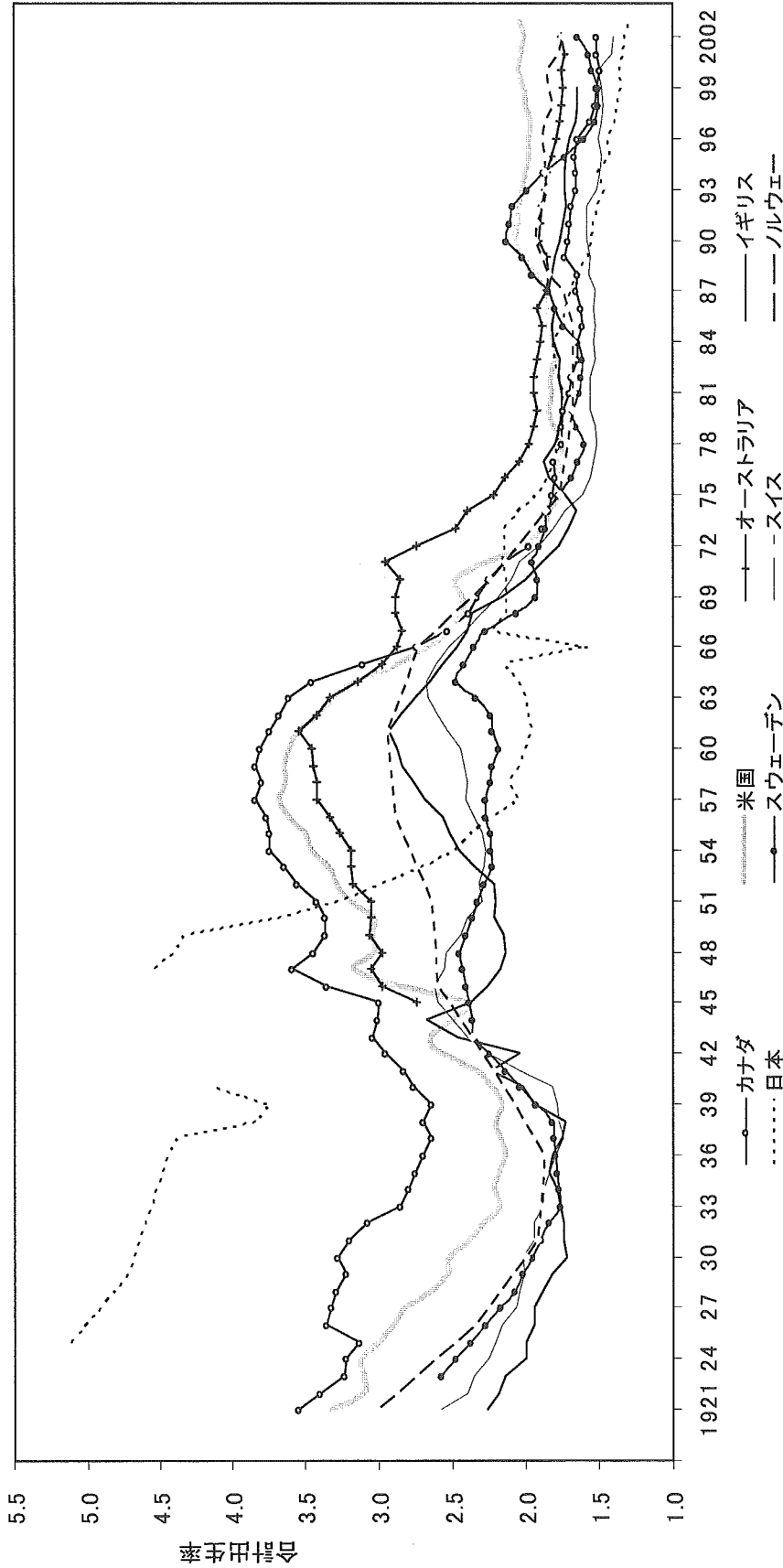


図1. カナダ、米国、オーストラリア、イギリス、日本、スウェーデン、スイス、ノルウェーの合計出生率の推移：1921-2003年



資料：カナダは Statistics Canada, *Vital Statistics*; A. Romaniuc, 1984. *Fertility in Canada*. 米国は U.S. National Center for Health Statistics, *Vital Statistics Reports*. オーストラリアは Bureau of Statistics, *Australian Demographic Statistics Quarterly*. イギリスはここでは England and Wales. Registrar-General ONS/OPCS Birth Statistics, Series FM1. 日本は厚生労働省統計情報部『人口動態統計』及び国立社会保障・人口問題研究所『人口問題研究』による。スウェーデンは Statistics Sweden, *Historical Statistics for Sweden, 1999*; Council of Europe, *Recent Demographic Developments in Europe*. スイスは Gerard Calot, 1998. *Two Centuries of Swiss Demographic History*. Swiss Federal Statistical Office; Council of Europe, *Recent Demographic Developments in Europe*. ノルウェーは United Nations, *Demographic Yearbook, Council of Europe, Recent Demographic Developments of Europe*.

図 2. 合計出生率と完結出生率: フランス、イギリス

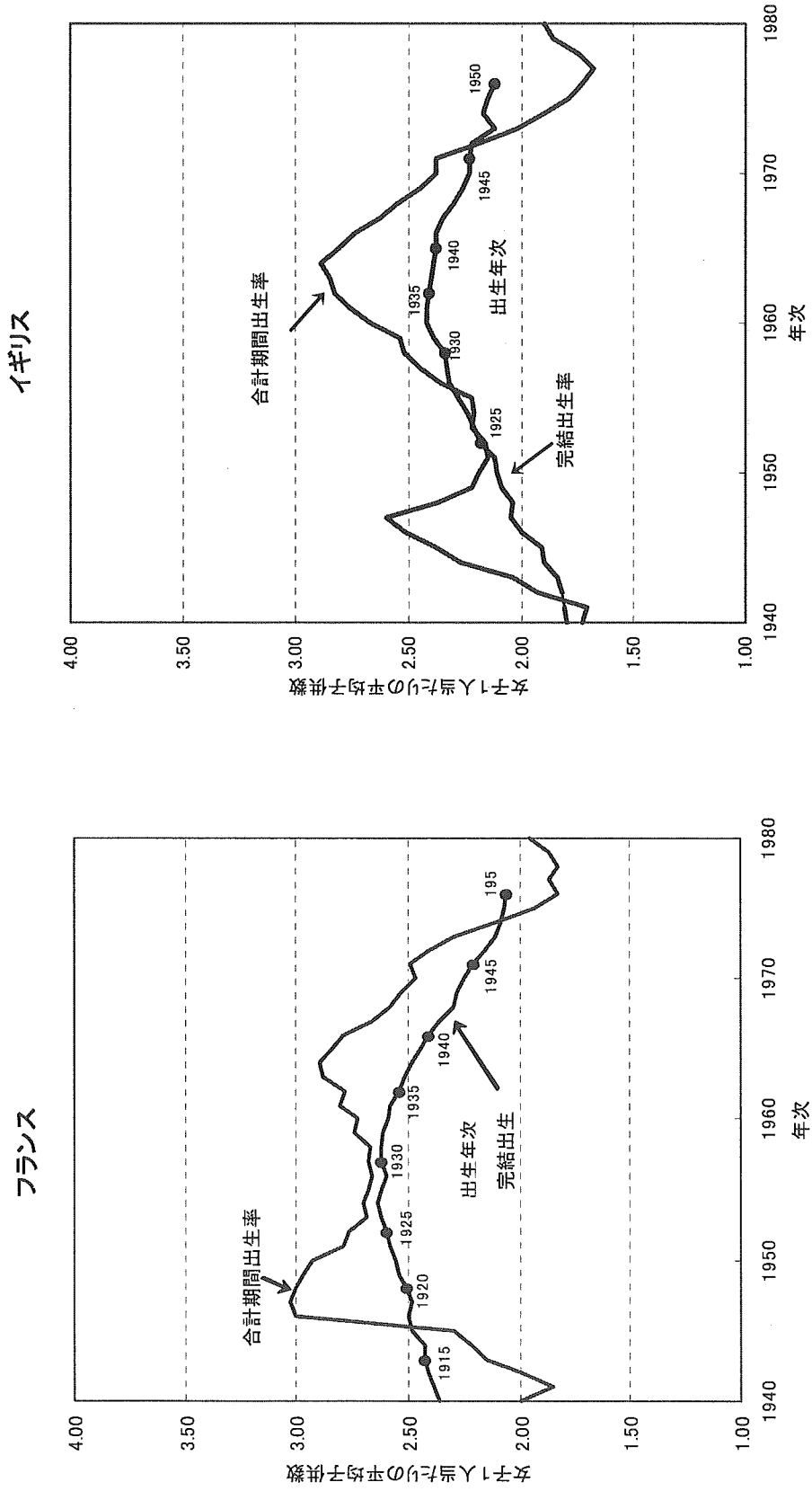


図 3. 合計出生率と完結出生率: オランダ、西ドイツ

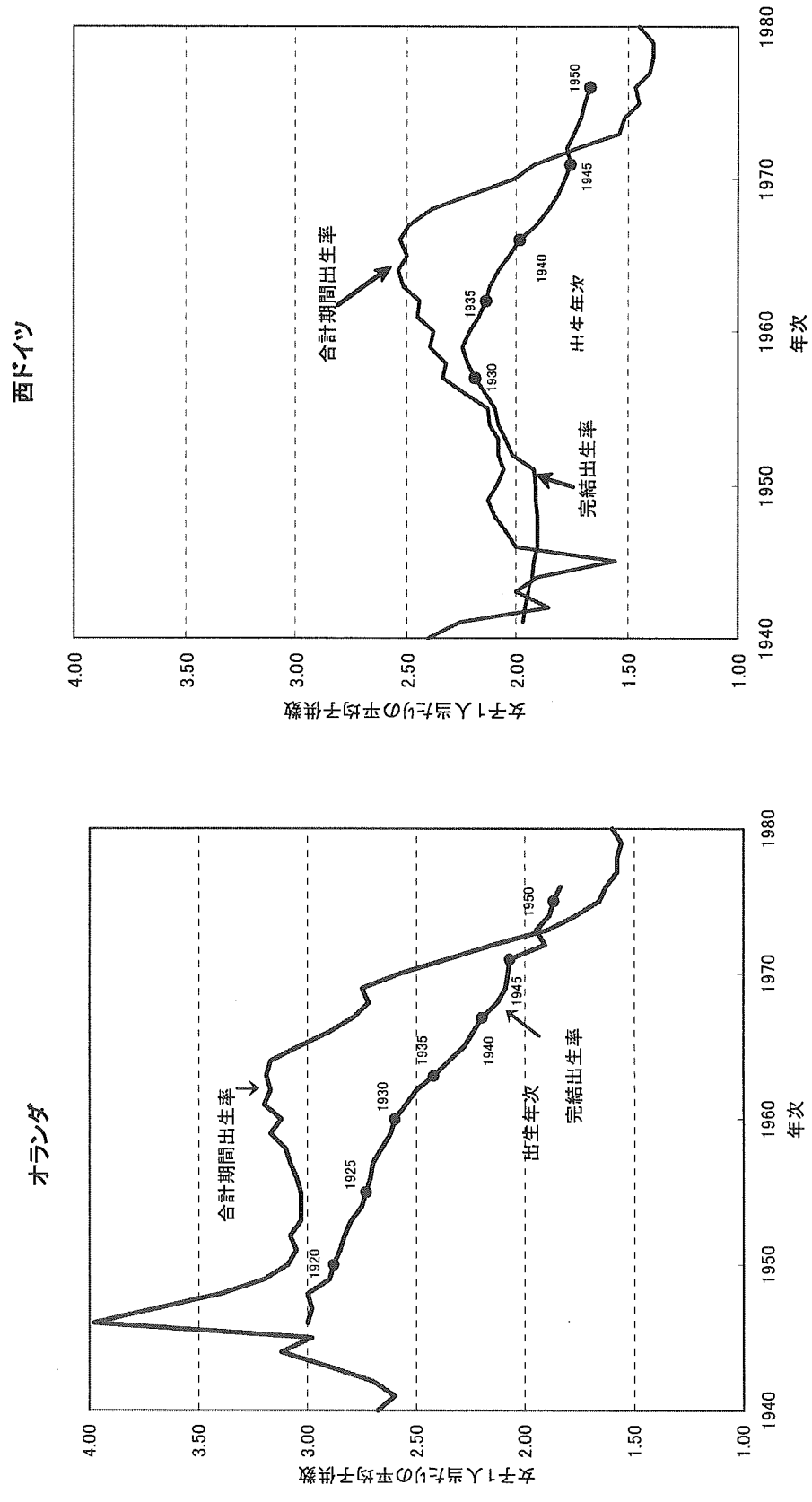


図 4. 合計出生率と完結出生率: スウェーデン、イタリア

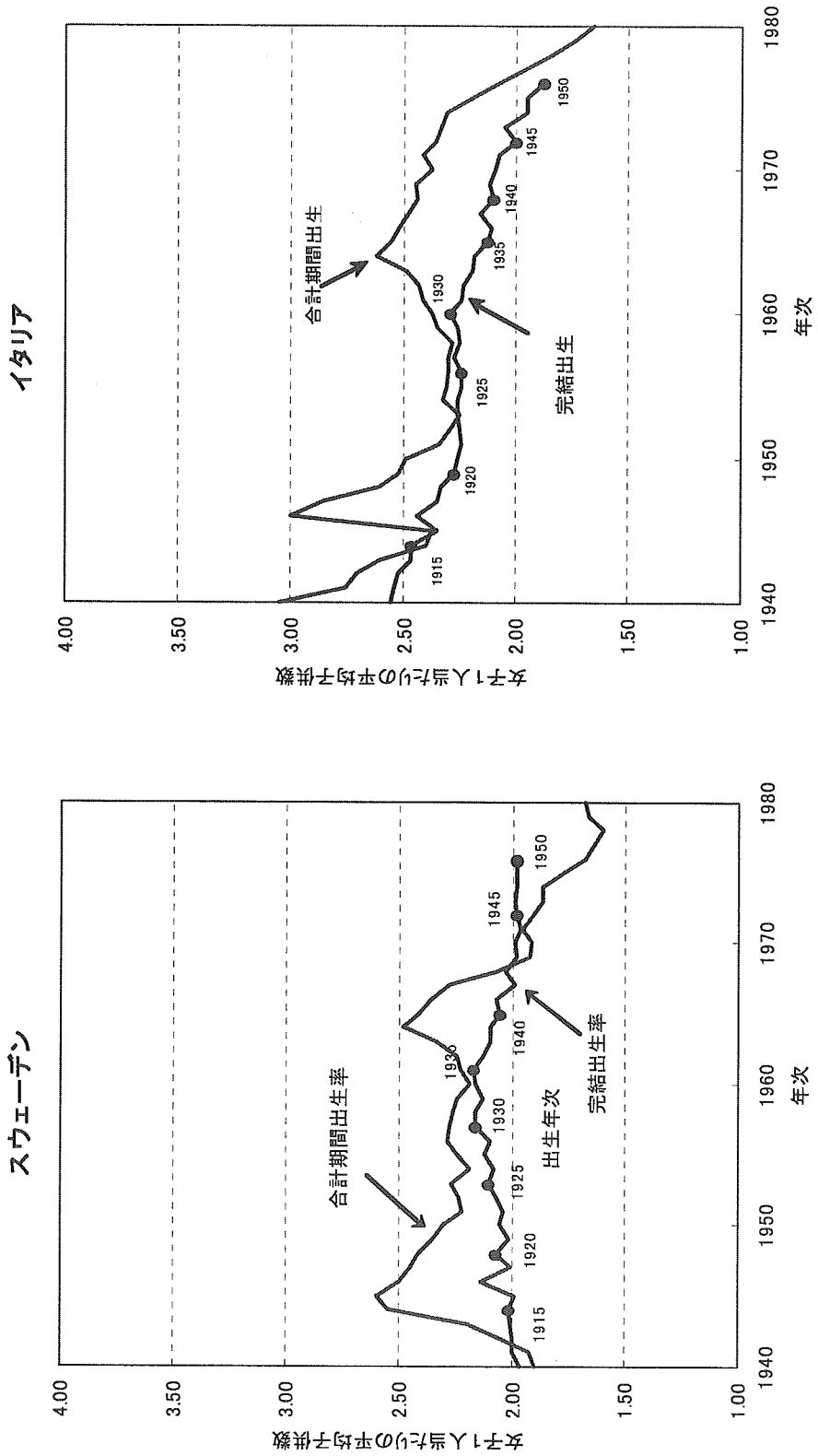
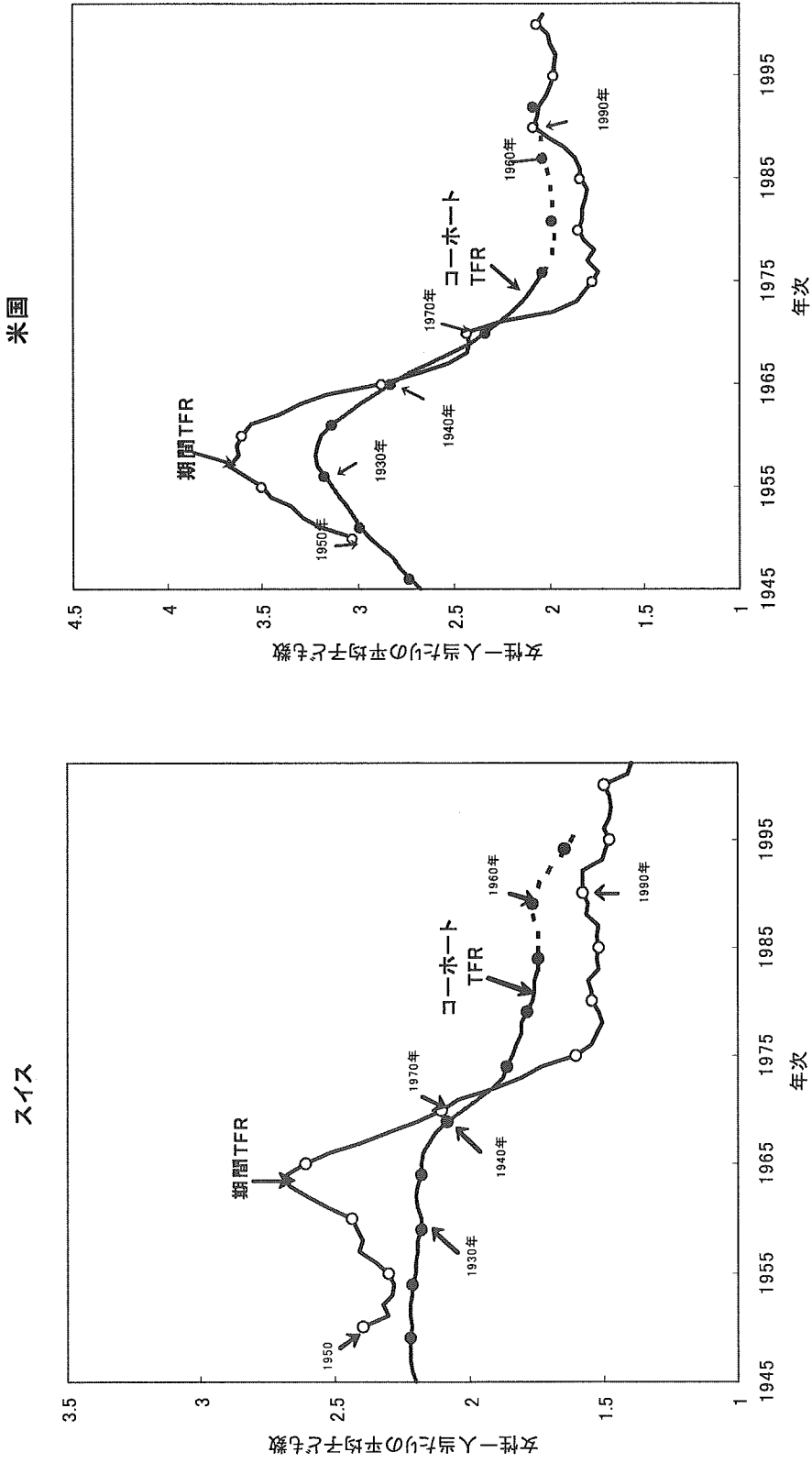


図5. 合計出生率と完結出生率: スイス、米国

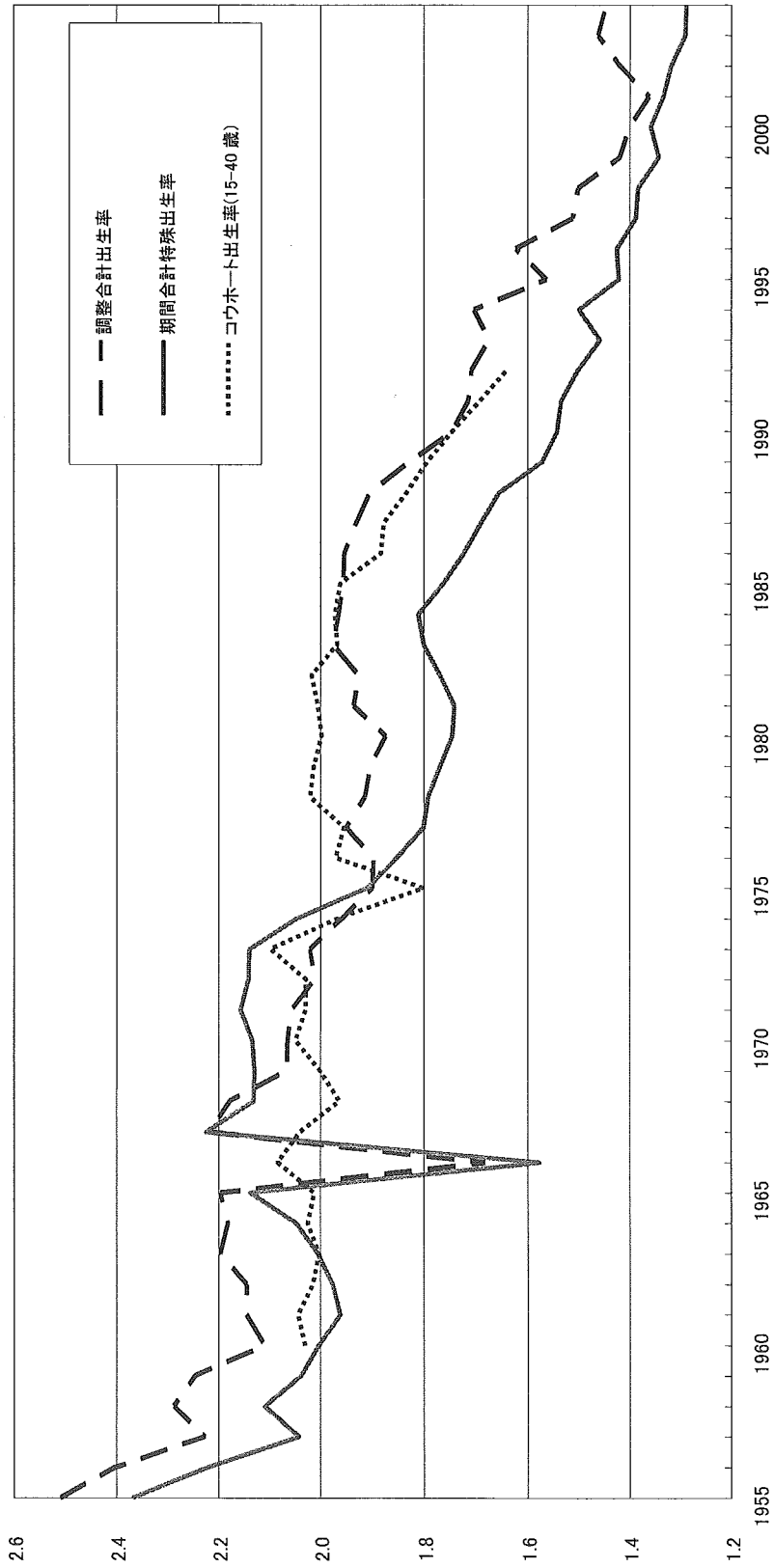


資料: Tomas Frejka and Jean Paul Sardon, 2004. Childbearing Trends and Prospects in Low-Fertility Countries: A Cohort Analysis Dordrecht: Kluwer Academic Publishers.

注1: 点線部分は一部推定値.

注2: コーホート値は平均出生年齢だけ後にずらしてある.

図6. 合計出生率と調整出生率、40歳時累積コウホート出生率の推移



注: コウホート出生率は40歳時の累積出生率を、出生コウホートの28歳時の年次にあわせた。
 厚生労働省『人口動態統計』総務省『人口推計年報』別府志海作図。
 資料: 1970年以前の各年値は国立社会保険・人口問題研究所 石川 晃 の計算によるもの。

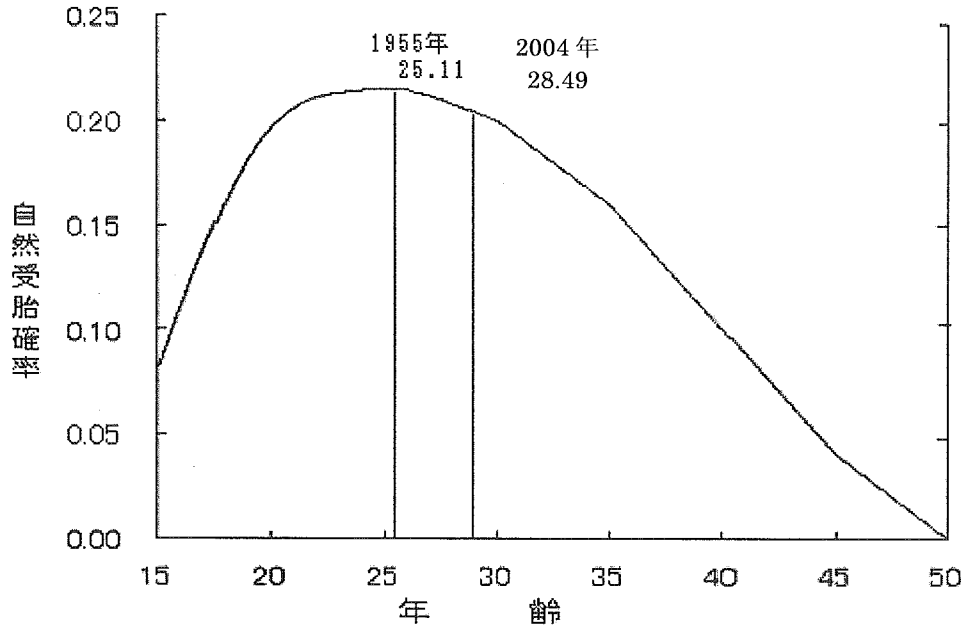
表 2. ヨーロッパ主要諸国のボンガーツ・フィーニー
調整合計特殊出生率

国名	期間	TFR	ATFR	テンプ効果	CTFR 1960 年生
オーストリア	1995-2000	1.36	1.58	-0.22	1.70
フランス	1999	1.79	1.96	-0.17	2.11
西ドイツ	1992-1994	1.38	1.51	-0.13	1.60
オランダ	1995-2000	1.60	1.73	-0.13	1.85
イングランド・ ウェールズ	1995-2000	1.71	1.85	-0.14	1.97
デンマーク	1993-1995	1.79	2.04	-0.25	1.90
フィンランド	1995-2000	1.75	1.89	-0.14	1.96
ノルウェー	1995-2000	1.85	2.07	-0.22	2.09
スウェーデン	1995-2000	1.57	1.85	-0.28	2.04
ギリシア	1995-1998	1.30	1.63	-0.33	1.93
イタリア	1993-1996	1.21	1.64	-0.43	1.67
ポルトガル	1995-2000	1.47	1.73	-0.26	1.89
スペイン	1995-1999	1.18	1.46	-0.28	1.76

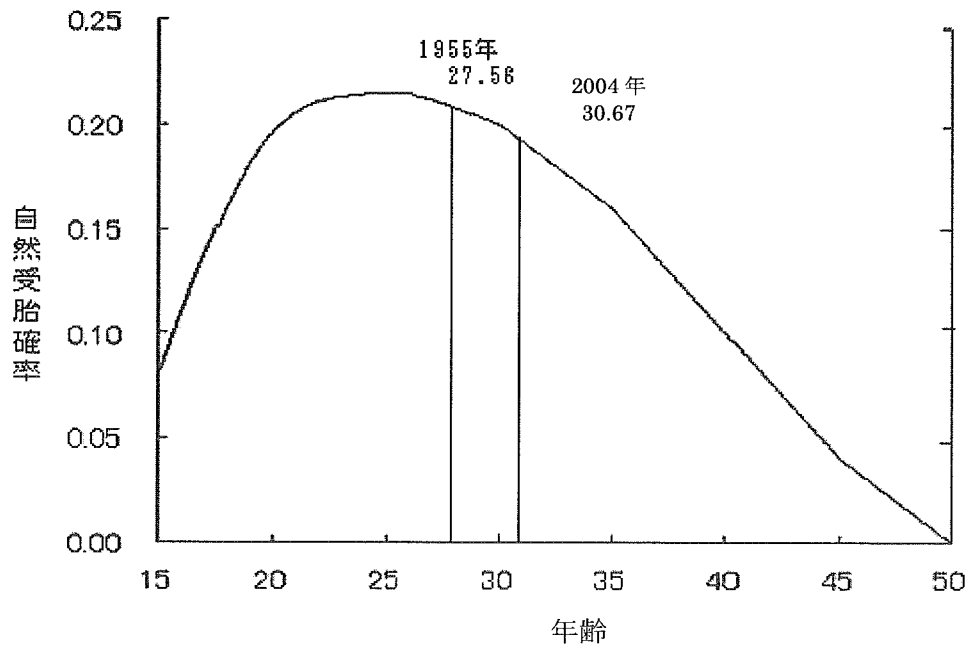
出所: Tomas Sobotka. 2004. Is lowest-low fertility in Europe explained by the postponement of childbearing? *Population and Development Review*, Vol. 30, No. 2 (June), Table 2.

図7. 女子の年齢別受胎確率モデル

パネルA. 第1子の出生年齢: 1955年と2004年

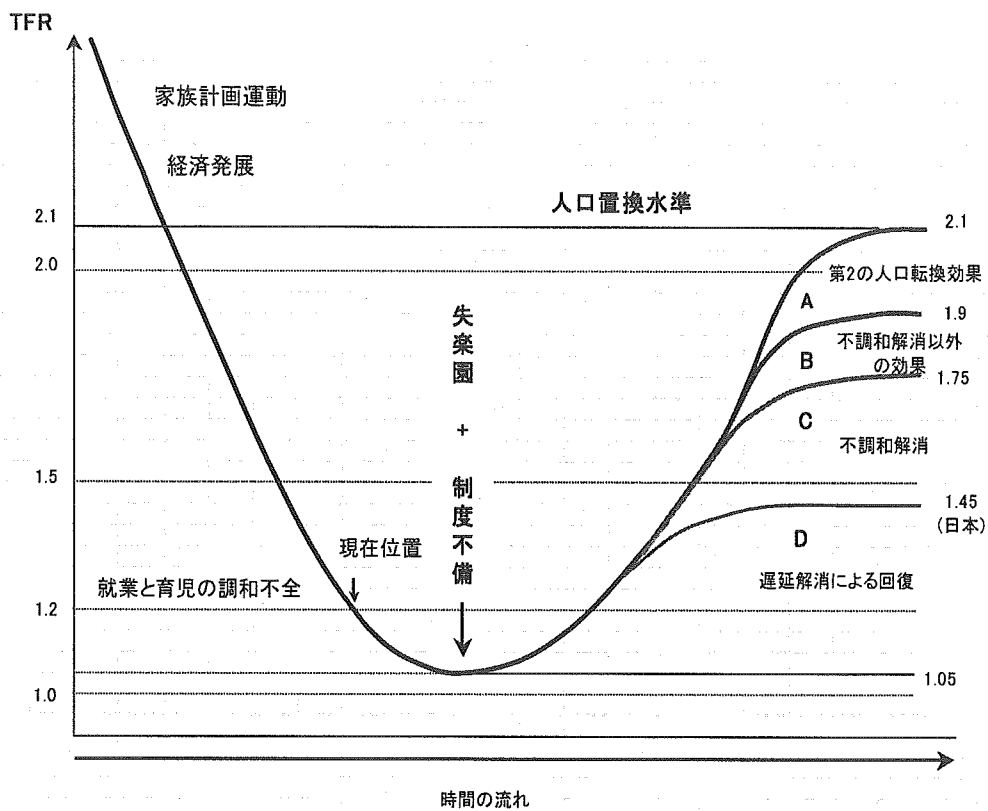


パネルB. 第2子の出生年齢: 1955年と2004年



資料: 河野稠果ほか, 1984『出生力の生物人口学的分析』人口問題研究所 昭和55-58年
「人口衰期の精密化とそのため的人口モデルの開発に関する総合的研究」

図 8. 日本・東アジアの就業・育児調和不全による出生率低下と回復モデル



資料: 主任研究者作成.

出生率回復をめぐる政策効果と意義：

フランスとイギリスの比較を中心として¹

黒須里美（麗澤大学）

はじめに

本研究の目的は、出生率回復条件の探索の一環として、第一に、比較的安定した出生率の水準を保っている、フランスとイギリスに注目し、家族政策の有無と出生率をめぐる行動の実態との関係を明らかにすることである。第二に、欧米諸国の体験と知見から学び、今後の日本の課題を明らかにしていくことである。

フランスとイギリス(イングランドとウェールズを含む)の合計出生率はここ 20 年来、1.8 前後にあり、EU の国々のなかでも高い出生率を保っている。また、1970 年来から上昇している結婚年齢、非有配偶出生率、無子率、さらに、女性労働力率などにも共通した傾向がみられる(Ekert-Jaffé et al 2002)。これは、人口政策・家族政策の拡充強化、女性就労への支援についても、積極的な取り組みを行うフランスと消極的なイギリスとで、両極端の違いがあることを鑑みると非常に興味深い現象である。近似する期間別出生力や他の人口指標は、家族政策の効力がないことを意味するのだろうか。あるいは、これらの指標に隠されたさまざまな違いがあるのだろうか。欧米諸国の経験から日本は何を学べるのか。

本研究では、手厚い給付で出産が奨励されているフランスと、公的機関の介入が控えられているイギリスという対照的な二つのケースについて、現地の人口専門家と面談し知見を得るとともに、子育ての現状を観察し民間レベルの意識を探った。具体的には INED(国立人口研究所)においてフランスの第一線で活躍する人口学者 2 人と他研究者 4 人との面談と、セミナーへの参加からフランスにおける家族政策と出生率との関係についての知見を得た。また実際に子育て中の家族を訪問し意見を伺った。イギリスでは LSHTM (ロンドン大学公衆衛生・熱帯医学部人口研究所) において 3 人の研究者と面談し、イギリスの家族、出生、高齢化をめぐる意見交換と資料の収集をした。また子育て中の家族や小学校を訪問し、子育てをめぐる状況を観察・意見交換した。次に欧米諸国の体験と知見から学ぶことを目的に、UNDP(国連人口部)の 3 人の研究員、Population Council (米国人口審議会) における第一線の研究者達 3 人の評価、意見を得ると共に、わが国に先行して低出生率、ならびに若干の

¹ 本研究の遂行にあたり、インタビューへの協力と多くのアドバイスを下さった INED (フランス国立人口学研究所) の Laurent Toulemon, Alain Blum, Daniela Belanger, L S H T M (ロンドン大学公衆衛生・熱帯医学部人口研究所) の Emily Grundy, Lynda Clark, Cecilia Tomacini, UNDP (国連人口部) の François Pelletir, Marybeth Weinberger, Thomas Buettner, Population Council (米国人口審議会) の Paul Demney, John Bongaarts, Geoffrey McNicoll 氏はじめ、現地でご協力くださった方々、またフランス語原稿の翻訳にご協力くださった Claude Arnaud 氏に感謝したい。

回復を経験している先進諸国の出生力を取り巻く課題に関する意見交換ならびに文献・資料収集を行った。

本稿では、これらのインタビュー結果と文献、最新の統計をベースに、まずフランスとイギリスそれぞれの出生力をめぐる動向と政策について整理し、その違いを明らかにするとともに政策の有効性を議論する。次に、超少子化(lowest low fertility)と家族政策をめぐる最新の動向と議論をまとめ、今後の我が国における家族政策のあり方を考察する。

1. フランスとイギリス

(1) 人口指標でみるフランスとイギリス

フランスとイギリスで19世紀後半に低下しはじめた合計出生率は、1930年代まで落ち込み続けるが、その後は、他の欧米諸国と同様、1940年、50年と出生率の回復が起こり、1960年代後半まで長いベビーブームを迎えた(本プロジェクト平成15-16年度報告書より)。図1は両国におけるその後の合計出生率の推移を示しているが、両国の合計出生率のレベルと動向は驚くほど近似している。両国において1970年前にピークを迎えた合計出生率(フランスで2.84、イギリスで2.86)は、その後一気に減少を辿り、1975年にはフランス1.93、イギリス1.81まで下がった。しかし、その後両国とも同レベルで安定したまま1990年代後半にいたっている。2000年以降、フランスは1.88~1.89、イギリスは1.63~1.64と、差がついたまま平行している。

結婚・出生をめぐる他の指標でも、合計出生率のパターン同様、両国のパターンは相似している(表1)。例えば、合計出生率と同様に1970年代まで下がっていた女性の平均初婚年齢は、1970年代後半から上昇に転じ、1975年の22.5歳から、2000年にはフランスで28.0歳、イギリスで27.2歳となった。また、1960年代まで1.00以上あった初婚率(図2)は、1975年には両国とも1.00を切って0.86~0.87にまで減少した。その後も1995年まで減少を続け、0.50~0.54レベルにまで落ち込んでいる。さらに、婚外出生の割合は、フランスが1975年の8.5%から2000年の42.6%、イギリスが9.0%から39.5%へと上昇し、その後も上昇は続いている。なるほど、これらの数値をみれば、1975年から1999年にかけて、出生率はイギリスもフランスもそれほど大きな減少がなく、同じぐらいの数値で一定しており、さらに、初婚率、婚外出生割合のレベルも、4半世紀にわたってのこれらの指標の推移も、驚くほど似通っていることがわかる。

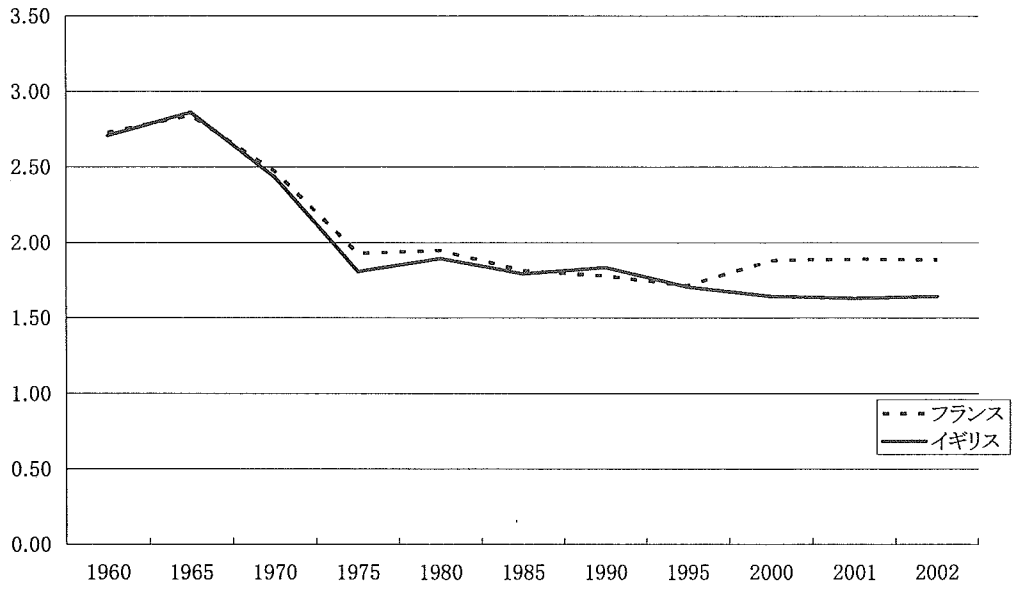


図1 合計特殊出生率: フランスとイギリス 1960-2002年
(Council of Europe 2003, T3.3より作成)

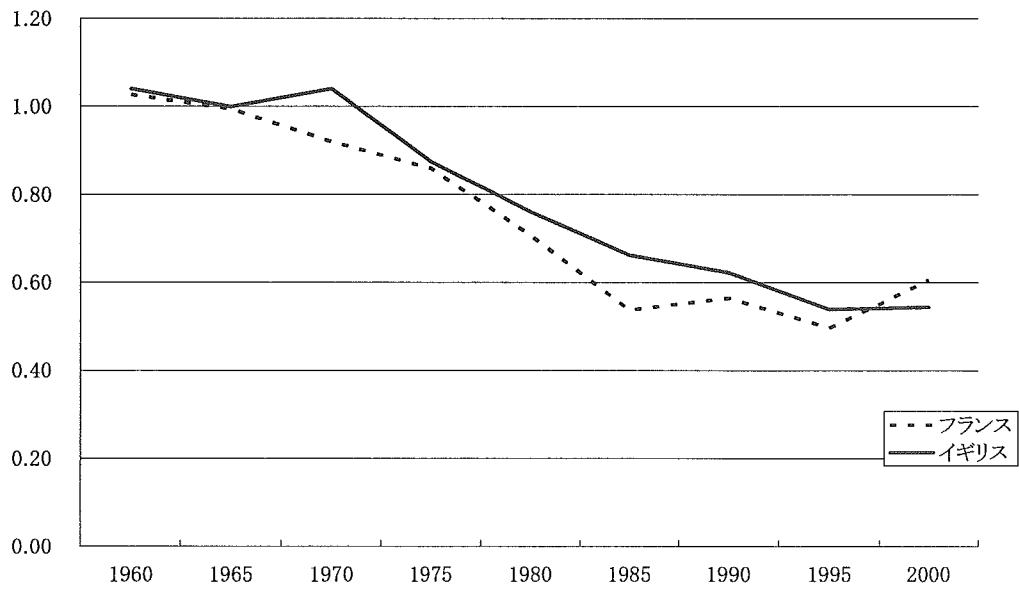


図2 女性初婚率(50歳未満): フランスとイギリス 1960-2000年
(Council of Europe 2003, T2.2より作成)

表1. 結婚と出生に関する指標： フランスとイギリスの比較 1960-2002年

	1960	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2001	2002
〈合計出生率〉											
フランス	2.73	2.84	2.47	1.93	1.95	1.81	1.78	1.71	1.88	1.89	1.89
イギリス	2.71	2.86	2.43	1.81	1.89	1.79	1.83	1.71	1.64	1.63	1.64
〈女子初婚率〉											
フランス	1.03	0.99	0.92	0.86	0.71	0.54	0.56	0.50	0.61	0.60	0.59
イギリス	1.04	1.00	1.04	0.87	0.76	0.66	0.62	0.54	0.54
〈女子平均初婚年齢〉											
フランス	23.0	22.7	22.6	22.5	23.0	24.2	25.6	26.9	28.0	28.1	...
イギリス	23.3	22.6	22.4	22.5	23.0	23.9	25.0	26.3	27.2
〈婚外出生数割合(%)〉											
フランス	6.1	5.9	6.8	8.5	11.4	19.6	30.1	37.6	42.6	43.7	...
イギリス	8.0	9.0	11.5	18.9	27.9	33.6	39.5	40.1	40.6
〈離婚率〉											
フランス	0.10	0.11	0.12	0.17	0.22	0.31	0.32	0.38	0.38	0.38	...
イギリス	0.16	0.30	0.38	0.42	0.42	0.43

(Council of Europe 2003, Tables 3.2, 2.2, 2.3, 3.2 より作成)

*離婚率は"total divorce rate": 結婚持続期間別離婚率の総数

両国とも戦前から戦後にかけての長期ベビーブームの後、1970年代後半に入って、出生率の減少とともに、初婚率が減少し、晩婚化が進み、離婚率が上昇し、平均出産年齢が上昇し、婚外子の割合が増える(表1,2)という、いわゆる第2の人口転換に突入したことがわかる。同様の傾向は他の北西ヨーロッパ諸国にみられることではあるが、これらの指標が示す両国のレベルと推移の相似は中でもきわだっており、家族政策に関して全く正反対の態度をとる両国であるがゆえに、研究者の関心を集めている(Ekert-Jaffé et al 2002; Coleman 1996; Lelièvre 1995)。

しかし、これらの数値はまたそれぞれの国々のさまざまな特徴を隠蔽しているようである。まず、大きな特徴として、イギリスにおける十代の出生率は他の西ヨーロッパの国々と比べて非常に高い(Council of Europe 2003)。20歳未満の年齢別出生率は、1980年代から2000年で150前後(女性1,000人あたり)である。この数値はフランスの3倍にあたる(図3,4)。この傾向は20-24歳グループでも同様であり、この年齢グループの出生率はフランスと同様減少傾向にはあるものの、フランスの若年齢層での出生率減少が激しいために、1990年代以降、フランスよりも常に高い値を示している。さらにイギリスにおける十代の出産の多くは婚外子であるという特徴がある(Ekert-Jaffé et al 2002)。1960年代では十代の妊娠によって日本でいう「できちゃった婚」が多かったが、現在では妊娠が結婚につながらない。よってイギリスでは同棲が学歴の低所得層の若年女性たちによって占められるのに対して、フランスは全く逆で、教育レベルが高く、パートナーよりも社会経済力のある女性によって占められている(Lelièvre 1995)。また、平均子ども数ではわからないパリティ拡大率の違いも大きい。フランスでは2子を持つ割合が一番高い。0から1へ、そして1から2へのパリティ拡大率が高いのが特徴である。1995年では83%の女性が母親になり、そのうちの

70-80%が最低二人の子どもを持った(Toulemon 2001)。これに対して、イギリスでは、出産のテンポに大きなばらつきがあることから、子ども数にも大きなばらつきがあり、これによって、無子率(1960年代生まれの60%)や子ども数の多い家族の割合がフランスよりも多くなっている(Coleman 1996; Lelièvre 1995)。

表 2. 結婚と出生率の長期的変化：フランスとイギリスの比較

出生年	フランス				イギリス			
	完結出生率	平均出産年齢	50歳までの既婚割合	平均初婚年齢(50歳未満)	完結出生率	平均出産年齢	50歳までの既婚割合	平均初婚年齢(50歳未満)
1930	2.63	27.5	94	22.9				
1931	2.62	27.4	94	22.9				
1932	2.62	27.4	93	23.0				
1933	2.61	27.3	93	23.0				
1934	2.60	27.2	92	23.0				
1935	2.57	27.1	92	22.9				
1936	2.55	27.0	92	22.9				
1937	2.52	26.8	92	22.9				
1938	2.48	26.7	92	22.8				
1939	2.45	26.6	93	22.7				
1940	2.41	26.4	93	22.6				
1941	2.36	26.3	92	22.5				
1942	2.31	26.1	92	22.4				
1943	2.28	26.0	92	22.4				
1944	2.26	26.0	92	22.3				
1945	2.22	26.0	92	22.3				
1946	2.17	26.0	93	22.4				
1947	2.13	26.1	92	22.4				
1948	2.11	26.3	91	22.5				
1949	2.11	26.4	91	22.6				
1950	2.11	26.5	90	22.6				
1951	2.12	26.6	90	22.6	2.05	26.6		
1952	2.12	26.7	89	22.7	2.05	26.7		
1953	2.12	26.8	88	22.8	2.05	26.9	94	22.4
1954	2.12	27.0	88	22.9	2.03	27.0	93	22.6
1955	2.13	27.0	87	23.0	2.01	27.2	92	22.7
1956	2.14	27.1	86	23.1	2.01	27.3	91	22.9
1957	2.14	27.3	85	23.3	2.01	27.4	90	23.1
1958	2.13	27.4	84	23.6	1.99	27.6	89	23.4
1959	2.13	27.6	83	23.8	1.98	27.7	88	23.6
1960	2.11	27.7	81	24.1	1.97	27.8	86	23.8
1961	2.10	27.9	80	24.5	1.94	27.9	84	24.0
1962	2.08	28.0	78	24.8	1.92	28.0	83	24.2
1963	2.06	28.2	77	25.2	1.90	28.1	81	24.5
1964	2.04	28.4	75	25.5	1.89	28.1	80	24.8
1965	2.02	28.6	73	25.9	1.87	28.1	78	24.9
1966	2.00	28.8	72	26.2	1.86	28.1	77	25.1
1967			70	26.5			75	25.3
1968			69	26.7			73	25.5
1969							70	25.7

(Council of Europe 2003, Country Data の France と United Kingdom、Table 9 より作成)

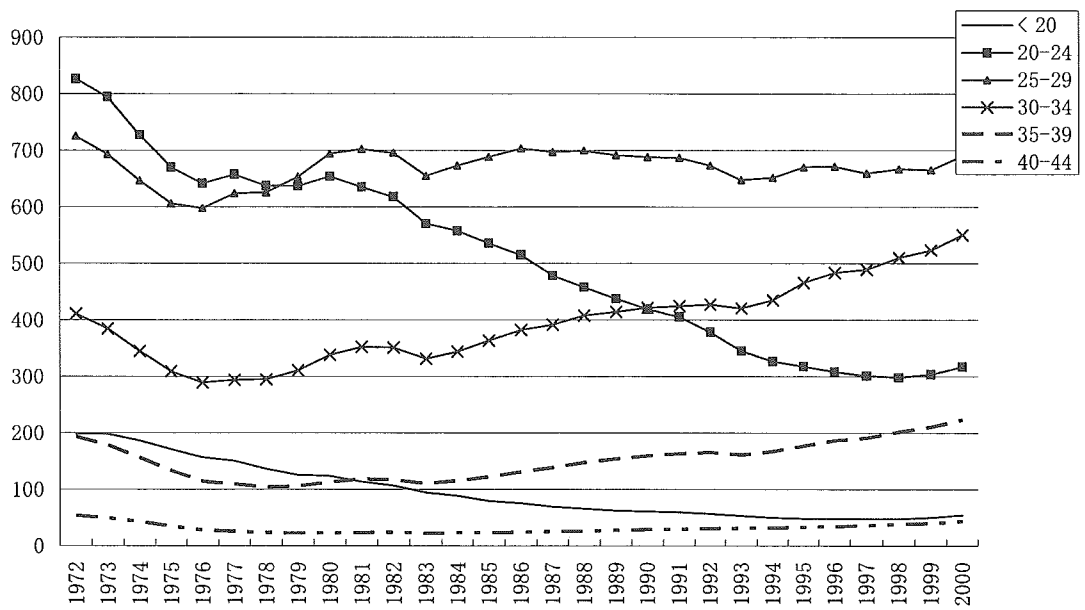


図3 年齢別出生率の推移：フランス 1972-2000年
(Council of Europe 2003, Country Data, T9より作成)

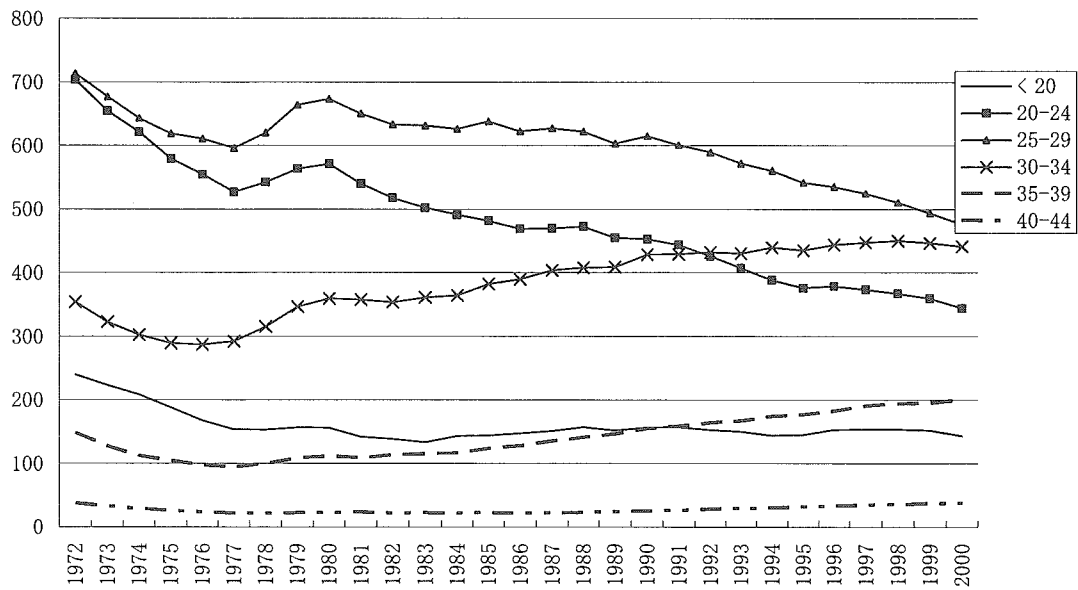


図4 年齢別出生率の推移：イギリス 1972-2000年
(Council of Europe 2003, Country Data, T9より作成)

(2) 家族政策からみたフランスとイギリス

近年において、家族・出生から農業政策に至るまで、経済社会のさまざまな側面で、アングロサクソンのアプローチとフランス的アプローチは好対照である。小さな政府、低額の税金、経済効果に頼り家族にも職場にも介入しないのがイギリスであれば、それに対して、フランスは、大きな政府、高額な税金、社会福祉の充実と、家族も職場も社会的保護に重点が置かれる。このような背景の中で、イギリスとフランスの合計出生率は同様の水準を保っている。具体的にどのような違いがあるのだろうか。まずは政策レベルからみた二つの社会を比較してみる。

イギリスでは、「子ども二人規範」が圧倒的に支持され、子育て期の母親は子育てに専念すべきという伝統的役割規範によって公的保育サービスの整備が政府の責任でないという見方が強い。また、出産の時期や子ども数の決定が私事の領域に属するものであって政府が介入すべきでないとの考えが定着しているために人口政策への関心を示してこなかった。Ekert-Jaffé ら(2002)によれば、1990年代の終りでさえ、育児はカップルの私的な問題とされ、デイケアセンターはほとんどなく、国からの援助にも限りがあり、一般的な学校制度では、子どもたちは5歳になってやっと6時間ほど手を離れるという具合である。3-4歳で学校に入った子どもたちが学校へいくのは日に3時間ほどである。このような状況で、女性パートの仕事につくしかなく、それもEUで推奨されている自給よりも低い賃金で働かざるを得ない。別の見方をすれば、管理職にある女性のみが育児を「買う」ことができ、仕事を続けられるということである。

イギリスにおいてもデイケア・サービスと呼ばれる学齢以前の5歳未満児に対する社会的な保育サービスがある。主要形態としては保育所(day nursery)、プレイグループ(playgroup)、チャイルド・マインディング(child-minding)があるが、その利用率はかなり低いとされる(平岡 2003:178-180)。平岡(2003:180)は、保育サービスが十分機能を果たしていない理由を、中央政府の公共支出抑制政策が制約条件となり、ほとんどの自治体が増大する保育需要に対応する積極的な施策を展開できない状況にあるとしている。また、出産休業、法廷出産給付などの公的制度的内容も、他のEU諸国に比べてかなり遅れている(平岡 2003:188)。

一方、フランスは、明らかに出生促進主義の立場をとり、他のEC諸国と比べても家族給付の第2子以降からの支給や第3子の重点化が特徴とされている。² 小島(1996:170)によると、フランスの家族政策は、主として家族給付制度から成り、家族除数を通じた税制上の給付制度も含む。さらに、家族政策に寄与する経済主体は国家だけでなく、保育所や学校給食を通じて寄与する地方自治体、賃金や休暇制度を通じて寄与する企業のほか、家族手当金庫、健康保険基金、年金基金を含む社会保障制度がある。

養育負担軽減のための手当は多岐にわたり、引越し手当、新学年手当、幼児手当、世帯

² ほとんどの女性が母親になり、子ども一人は当然もうけるため、焦点は第2子以上となる。

手当などを含む家族生活すべての段階において手当が準備されている(Ekert-Jaffé et al 2002)。和田（2005）は、家族政策制度を目的や対象により以下のように分類している。

- a. 養育負担軽減のための家族給付
 - a-1 家族手当
 - a-2 家族補足手当
 - a-3 新学年手当
- b. 出産や3歳未満の乳幼児を養育している家庭を対象にした給付
 - b-1 乳幼児手当
 - b-2 養育親手当
 - b-3 在宅保育手当
 - b-4 公認保母雇用援助
- c. 一人親家庭や養子を対象にした給付
 - c-1 一人親手当
 - c-2 家族支援手当
 - c-3 養子手当
- d. 障害・疾病を持つ児童を養育している家庭を対象にした給付
 - d-1 特別教育手当
 - d-2 親の付添手当

手厚いフランスの支援は、育児休業制度においても見られる。フランスにおける出産休暇は、第1子、第2子については16週間(出産予定日前6週間、出産後の10週間)、第3子以上からは、26週間(出産予定日前8週間、出産後の18週間)と定められており、この間、賃金の84%が保障される。イギリスの出産休暇は18週間であるが、賃金の90%が保障されるのは最初の6週間のみで、その後は1週間54.44ポンド(約11,500円)という定額が給付されるのみである。この値は、製造業に従事する英国女性の1週間の平均収入の18%でしかない(Fukuda 2003)。³

フランスの育児支援政策は、さらに保育・教育環境整備にも伺われ、北欧の国々同様、母親であることと仕事が両立するしくみが展開されている。就学年の児童の早期教育制度は世界で最も充実しているといわれ、2歳児の半数、そして3歳児のほとんどが保育園など(*Crèches*)に通うというような教育システムが整っている。この利用率はニュージーランドとベルギーとともに世界でトップクラスである。第1子がこの早期スクーリングを利用できることによって親たちは第2子への準備ができることを考えると、保育・教育環境整備は家族政策の鍵ともいえるのではないかと Aglietta ら(2002)はいう。具体的にみると(和

³ 日本の場合、産休期間は14週間(産前6週間、産後8週間)で、出産手当金による日給の60%の受給が保障される(Fukuda 2003; 和田 2005)。

田 2005)、施設型保育にも、県議会の認定を受けた保育園(*crèches collectives*)、それを補完する地域自治体や家族手当公庫、企業によって運営され、研が認定する家庭保育園(*crèches familiales*)、子どもをもつ親たちによって組織された親保育園(*crèches parentales*)、家庭で保育をしている専業主婦が利用できる一時託児所(*halte gardeire*)がある。さらに、満2ヶ月から子どもの発達に応じて入学することができる保育学校(*école maternelle*)や親が働いている場合に、保育学校の就学時間の前後に預けられる託児所(*garderie*)もある。フランス 3-5歳児の99%が保育園などに通っているのに対して、イギリスでは60%と低い(Fukuda 2003)。⁴ 制度が用意されているのみならず、その稼働率、利用率も高いのが重要なポイントである。

フランスとイギリスのさらに興味深い違いとして、嫡出子と非嫡出子の扱いがある(Toulemon インタビューより)。両国とも現在では嫡出・非嫡出子はほとんど同様の権利を有しており、これが先に見た高い婚外子の割合(表1)につながっている。しかし、Ekert-Jafféら(2002)によると、イギリスではカップルが別居し、片親になることが多いという。イギリスのシングルマザーたちは経済市場における弱者であり、1990年において、シングルマザーの3分の2が金銭的援助を受けていた。これに対してフランスでは、シングルマザーは一般的でなく、またシングルマザーだとしてもほとんどが働いており、貧困レベル以下は、17% (6人にひとり)であった。

フランスの人口・家族政策は、現在までの形になるまでに、人口変動と社会経済面的変化によりさまざまな修正が加えられてきている(岡田 2002: 834.1-837.r)。人口・家族政策は戦前から出産奨励の色彩が強かった。19世紀末から20世紀の初頭における出生率の低下と緩慢な人口増加が普仏戦争における敗北の屈辱を招き、またそれが、イギリスやドイツのような列強との経済競争に遅れをとったとする見解から、出生率回復のための政策が本腰をいれて取り組まれた。戦後の家族手当の制度化から拡充・強化の後、1960年代の出生力の著しい変化、1970年代の第3子の著しい出生率低下、家族手当引き上げによる家族手当金庫の赤字、婚姻数の減少と離婚数と同棲(コアビタシオン)の上昇などの変化と、女性就業の増加を背景に家族政策の拡充が模索されてきたのである。Toulemon et Rallu は特に1970年代中ごろから議論され始め、1980年代になって実施された第3子への手厚い政策(1990年代には第2子にまで拡張された)が効果的であったと述べている。

イギリスも、出生率低下に対する社会的・政策的な対応のあり方が論じられた時期があったことは述べておきたい。本プロジェクトの一年めの報告書にまとめたロイヤルコミッション(RC)報告がまさにその象徴である。1930年代の英国では、19世紀末から続いている出生率減少とその人口への影響が社会問題化してきた。しかしこの出生率が1942年以降、意外な回復を示した。出生率が増加を示しながらも、その傾向についての公の関心がまだなかった1944年の英国で、政府は、人口変動にかかわる問題と、その変動の理由と影響について調査し、将来的観測と勧告を提示するという目的で、RCを任命した。人口・

⁴ 日本ではさらに34%と低い

家族政策に関する勧告が不十分であるとされるが、RC 報告が取り扱う人口変動と人口構造の変化がもたらす経済的効果と社会への影響の重要性、高齢人口の生産性、年金制度の現状、人口移動・移住と労働力不足の関係、置き換え水準人口を維持する重要性などへの言及は、たいへん示唆的である。⁵ しかし、これらの勧告は上記の理由で家族政策として発展はしなかった。

(3) 家族政策と出生率の社会経済的格差

フランスの家族政策は出生力増加に効果があるのか、あるとしたらどの程度あるのか、という問いへの答えはさまざまである。家族政策の出生促進効果の厳密な測定は困難とする立場や、出生率増加には社会、経済、文化等さまざまな要因があり、家族政策だけに起因することは危険だという見解もある（岡田 2002:837r）。一方で、フランスの家族給付が TFR を 0.2(10%)という推計（Ekert 1986）や、2.5%の家族手当の増加が TFR を 0.07(4%)上昇させる効果を持つという推計（Gauthier and Hatzius 1997）など直接的・肯定的効果を測定する研究もある。Ekert-Jaffé et Maugué（1992）はさらに重回帰分析をマイクロデータに適用し、家族給付がなければ第3子を産まなかったであろうと思われる有配偶女子の13%が第3子を生んだという結果を得ている（小島 1996：177-180）。Aglietta ら（2002）は、実際にフランスの家族政策は、出生と教育をめぐる状況を緩和することを目的として優に30を超える対策があり、家族手当、税金の割戻し、育児休暇、住宅手当、などなど、さまざまな対策が家族の成長・拡大を招くような全体的な環境を築き上げていることに言及し、それゆえに、これらの中のどの政策の影響力が大きいかをみていくことも、またそれらを他の国々と比較することも困難であるとしている。

本節では、家族政策の効果を、出生率の社会経済階層という間接的なアプローチで考えてみたい。小島（1996：184）の報告する Dex and Walters（1992）の計量経済学的な英仏比較研究によると、社会政策の有配偶女子に対する正・負いずれの効果もイギリスよりもフランスで強い。つまり、フランスの家族手当政策は、特に子ども数が多い有配偶女子の就業に対してイギリスの場合よりも大きな抑制効果をもつという。また、イギリスの場合に顕著に見られる、乳幼児をもつことにより有配偶女子の就業が抑制される傾向が、フランスでは保育政策と教育政策によって緩和されている。同様の視点をさらに深く研究するために、家族政策の TFR への直接的効果ではないが、Ekert-Jaffé ら(2002)の最近の研究をベースに出生率の社会階層格差をみていく。

Ekert-Jaffé ら（2002）は家族政策の出生力への影響をみるために、フランスとイギリスにおける出生コーホートの家族形成を職業カテゴリー別に比較している。ロジスティック回

⁵ 人口学者としてその組織に加わった Grebenik(1950)によると、全体的に RC 報告における人口統計的問題についての取り扱いは非常にすぐれており、特に平均子供数におけるコーホート分析としては先駆的で、公式報告文書にコーホート分析が使われたのははじめてである。また社会構造との関連分析から、社会的公正さに基づき、子どもをもつ家族と持たない家族の、経済的・社会的格差をなくすことの必要性なども主張している。

婦分析を利用して、パリティ拡大率が女性の結婚の有無、パートナーの社会経済階層、本人の社会経済階層によってどう規定されているかについて、フランスとイギリスそれぞれ3つのコーホートについて同じモデルを適用している。

Ekert-Jaffé ら (2002)の分析結果から判明したのは、「出生率の社会的分極化(social polarization of fertility)」と彼らが呼ぶ、社会経済階層の出生への影響はイギリスで大きいことである。経済市場に残る女性と離れる女性の違いによって、だれが母親になるかという選択がまずされる。フランスではほとんどだれもが(経済力、教育レベルにかかわらず)いつかは母親になる。しかし、母親になることは経済市場(仕事)から離れることを意味しているイギリスでは、どの女性たちが母親になる確率が高いかが、経済力と教育レベルによって左右されている。教育レベルも高く、経営者レベルの女性たちでは、4人に一人の女性が無子である。

比較してみると、フランスでもイギリスでも、第1子においては、出生率が一番低いのは教育レベルの高い、経営者層であり、逆に一番高いのは、非就業女性たちである。しかし、この二つの職業カテゴリーの違いはフランスではわずか4%(92%対96%の女性が第一子をもっている)なのに対して、イギリスでは19%(76%対95%)と大きい。フランスの家族政策がもたらす様々な保育サービスによって、学歴の高い女性たちが同じような学歴をもつイギリスの女性たちよりも早く母親になることを可能にしていると考えられる。特に教師や看護師は柔軟な労働時間を持ち、病院の保育園(*crèches*)も利用しやすいため、オフィスワーカーたちよりも母親になる確率が高く、ブルーカラー女性と同じくらい母親になりやすい。第2子をもうける確率はやはり、教育レベルの高い経営者層で低く、非就業の女性で高い。これら二つのグループの女性のパリティ拡大率の差はフランスで71%と89%、イギリスで65%と86%である。その差はフランスで18%、イギリスで21%である。フランスにおいて家族政策の効果が特にみられるのが第3子である。第3子へのパリティ拡大率は、どの社会経済階層グループにおいてもイギリスのそれを上回っている。その差は、オフィスワーカーで28%対22%、ブルーカラーと非就業者で63%対41%である。

このような分析の結果から、Ekert-Jaffé ら(2002)は家族政策が社会階層による出生力の格差を抹消しているのではないかという結論に達している。Aglietta ら(2002)の言うとおりに、フランスの家族政策は出生力促進をめざしているが、実は出生率の社会的格差を削減することに大いに貢献しているようである。イギリスに特有の上層と下層とで高いU字型の出生率、十代の妊娠や労働者階級の出生率が高い一方で、所得(特にパートナーの)が高い層では公的に得られない児童手当を所得によって補足している様子が伺われる。また管理職に就いているイギリス女性は自分の職業を犠牲にするという恐れから、フランス女性よりも出産が遅れている。しかし、このような階層差はフランスではあまりみられない。イギリスと比べれば、管理職に就く女性でさえ安心して子育てができる環境がある。つまり、フランスの子育てへのきめ細かい支援や、インタビューをした専門家から民間人までもが誇りに思っている早期教育制度は、家族のあり方や出生に対する社会経済階層格差や所得差を含む社会的不平等の打破に大きく影響しているといえるのではないか。